

【令和5年度決算 反対討論】

天下みゆきです。日本共産党宮城県会議員団を代表して、議第136号議案「令和5年度一般会計決算及び各特別会計決算」、議第137号議案「令和5年度公営企業会計決算」について「不認定」、議第138号議案「令和5年度水道用水供給事業会計未処分利益剰余金の処分」に「反対」して討論します。

① 認定できない理由の1つ目は、「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」を重点施策に掲げながら、本気になって取り組む姿勢が見えないことです。

小中学校の学校給食費無償化や子ども医療費助成の18歳までの拡充に向けた市町村への支援が求められています。県は「国がやること」と全く一顧だにしません。私立高校経常費助成単価は、令和5年度も引き続き東北最低で、全国平均を下回っていました。

年度初めから教員の配当定数を割る「未配置」問題は、年度末にかけて更に増え、「病休者が出ても代替者が配置されなかったために、更に病休者が出て悪循環になっている」と深刻な事態ですが、解決できずにいます。

令和5年県民意識調査では、「子ども・子育てを社会全体で切れ目なく応援する環境をつくる」が、引き続き「不満群」の第一位でした。合計特殊出生率も前年度より更に0.02ポイント下回り、1.07で全国ワースト3位と低迷したままです。子育てや教育に係る予算の抜本的な増額を求めます。

② 認定できない理由の2つ目は、宮城の基幹産業である農林水産業を軽視していることです。

宮城県の農業出荷額は、「第3期食農計画」がスタートした令和3年は1939億円でしたが、資材高騰や異常気象があったとは言え年々下がり、今や1737億円で落ち込んでいます。この根底には農林水産予算の削減があり、令和5年度決算では一般会計歳出合計の僅か4.9%になっていることは大問題です。

特に、未来を担う新規就農者数は160人の目標に対し131人の到達で、前年を59人下回っていました。これは東北最低です。また、せつかく挑戦した青年が5年後に28.7%もリタイアしていることがわかりました。サポート体制をもっと強化すべきです。

③ 認定できない理由の3つ目は、「民間の力」と言って、大企業優遇の政治を進めていることです。

○令和5年度は「みやぎ型管理運営方式」を導入して2年目。導入後の決算は県本体と運営権者の決算を合わせて見る必要があります。

「水道用水供給事業」は、県本体会計の令和5年度の利益が、令和3年度比で、17億6千万円から2億5千万円へ15億円も減額となりました。令和4年度と合わせ減益は30億円になります。その一方で運営権者の水道会計は、29億円の売り上げで8億円の利益をあげました。利益率は実に27%です。また8億円の利益に対し2億円が課税されました。法人全体では、売り上げが71億円で10億円の利益を出し、3億4千万円の税金を払いました。これは結局県民の水道料金などによる負担です。

この過大な利益の発生と過大な税の納入は、運営権者が設備投資をした施設の減価償却費を20年間平均化して利用料金として運営権者に移すという「みやぎ型」の制度の欠陥が露呈したものです。

また、議第138号議案については、損益収支の黒字分は、日本一高い水道料金を下げる財源に活用すべきとの主旨から反対いたします。

以上、運営権者が44%も設備投資をカットするという計画と合わせ、改めて問題を指摘し「みやぎ型」関連決算に反対いたします。

○宮城野原広域防災拠点事業は、供用開始が当初計画から12年も遅れて2032年となること、そして全体事業費が当初の295億円から422億円に膨らむことが、令和5年度に明らかになりました。

この事業について日本共産党県議団は、第一に事業費の83.6%、353億円がJR貨物への移転補償費であり、JR仙台貨物ターミナル駅移転費用を県が肩代わり²するものであること、第二に、近くを長町・利府線断層帯が走っており、広域防災拠点として適地とは言えないこと、第三に何よりも、お隣の岩手県が4000万円を整備したのに対し千倍以上の422億円もかけようとしており、「最小の経費で最大の効果」を求める地方自治法²の精神に反する、と指摘をしてみました。その見地から改めて反対を表明いたします。

○知事は広域防災拠点の進め方について、「民間の力を借りて進めているので、JR貨物など関係者の意見を聞きながら進めていかなければならないことが、情報を表に出せない最大の理由だ」とおっしゃいました。これは4病院再編やみやぎ型管理運営方式でもいえることですが、「民間の力」と称して、民間企業の利益を優先して県民への情報公開をないがしろにする事業は、税金を投入する公共事業として適切でないと指摘しておきます。

○発展税が原資の「みやぎ企業立地奨励金」は、令和5年度までに230社に約311億円交付していますが、そのうちトヨタ及びトヨタ関連企業21社に約159億円交付しています。企業数では9.1%のトヨタグループに、金額では51.1%も交付したことになります。トヨタグループ全体の令和5年度決算は、過去最高の売上高

を計上し、営業利益は前年度より96.4%も増えて、5兆3529億円となり、日本の上場企業で初めて5兆円を超えました。企業立地奨励金を、大もうけしているトヨタグループに重点的に使うことには賛成できません。発展税は、中小・小規模事業者を支援するしくみに転換すべきです。

○県は、県民一人一人がデジタル化の恩恵を受けられる社会づくりを目指すため、デジタル身分証アプリの普及と活用促進を目指し、ミニアプリの充実にも取り組んできたとされていますが、任意とされているマイナンバーカードの取得を強要する施策には賛成できません。地域ポイントのバラマキで取得を促すなどもつてのほかです。

4 認定できない理由の4つ目は、能登半島地震の教訓を踏まえずに女川原発の再稼働を進めていることです。

1月1日の能登半島地震では家屋の倒壊や道路の寸断で、志賀原発の周囲は屋内退避も避難も困難になり、海岸の隆起で海路も絶たれました。その教訓を踏まえた避難計画の見直しも行わずに女川原発再稼働を進めることは、県民の命の軽視と言わざるを得ません。

また東北電力は、再稼働すると4年で使用済み核燃料プールが満杯になるとして、女川原発敷地内に乾式貯蔵施設の設置許可申請を2月に原子力規制委員会に提出しました。「一時的」な貯蔵施設といっていますが、再処理工場の稼働の目途もたつていません。女川を「核のゴミ捨て場」にしないためには、再稼働しないことが一番です。

5 決算を認定できない理由の5つ目は、宿泊税・4病院再編・県営住宅廃止など当事者や関係者の意見をないがしろにして強行しようとする村井県政の行政運営の進め方です。

○宿泊税の導入は、特別徴収義務者となる宿泊事業者の声を聴かずに昨年12月に観光振興会議で再スタートし、罰則規定の説明もせず、「やめてほしい」という多くの事業者の声を踏みにじってまさに今、強行されました。とても認められません。

○県営住宅では、「今後、公営住宅は市町村にまかせ、県営住宅を建てない」という令和3年12月の「宮城県住生活基本計画」にもとづき、令和5年度は、県営住宅6団地の廃止を決定し移転支援に取り組み始めた年度でした。移転については「反対」の声が多く、まだ3割の方しか意思表示をしていません。

そもそも、県営住宅をすべて廃止するということが無茶な方針です。最近は一県営住宅を建てないのは当面」と若干答弁を修正していますが、一刻も早く「県営住宅撤退」方針は撤回するべきです。

○4病院再編では、村井知事の県民の声を聴かずに突き進む横暴ぶりが極まっています。

昨年12月22日、突如、「仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合に向けた基本合意」が締結されました。県が初めて行った住民説明会からわずか5日後で、「まだ何も決まっていない」と答弁していた議会が終わってたったの3日後でした。住民説明会はアリバイづくり、議会軽視も甚だしいと言わざるを得ません。

新病院は仙台赤十字病院が運営する方針ですが、県立がんセンターが担っている希少がん・難治がんの治療や、がんゲノムなどの先進医療、研究所、緩和ケアなどが継続するのか明確な答弁はなく、宮城県のがん医療の後退が危惧されます。

「富谷移転ありき」で進めてきた県立精神医療センターと東北労災病院の合築構想は、昨年度、名取での精神科医療のあり方をめぐって、「新病院への精神科外来設置」、「民間精神科病院の誘致」、「精神医療センターの分院案」と方針が二転三転し、そのたびに、患者さんは不安を募らせ容態悪化にもつながりました。

こうした中で開かれた8月末の精神保健福祉審議会での知事の暴言——「どんな結論が出て公募はやる」、「私を止められるのは県議会だけ」という驚くべき暴言に県内各地から「傲慢だ」と批判の声があがりました。

知事のこの種の傲慢な姿勢は、宿泊税の議論でも、知事が出席する県民説明会の前4に記者会見で、「意見を聞いて制度を変えることはない」と言ったことにもつながります。「どんな意見が出ても自分のやりたいようにやる」というのでは、民主主義の根底が崩れてしまいます。知事は、当事者や関係者、県民の意見を真摯に聴いて施策に反映させるべきです。

「分院案」も行き詰まり、今年の6月議会で知事は「患者ファーストで柔軟で多角的な見直し」を表明しました。そうであれば、もうこれ以上、患者さんや家族に耐え難い苦痛を与え、医療福祉関係者をふりまわして県政を混乱させるべきではありません。名取での建て替えを早急に決断すべきです。

日本共産党県議団は、「4病院再編構想」に反対し、撤回を求めます。

以上の理由により、議第136号及び137号議案は「不認定」、議第138号議案には「反対」し、討論とします。ご清聴ありがとうございました。